

1. 建築工事施工計画報告書の提出が必要な建築物について

鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造等のうち、地階を除く3以上の階数を有するもので延べ面積が500m²を超えるものの工事管理者および工事施工者は、工事を着手する前に市長へ工事の施工計画

を報告する必要があります。

報告内容の記入には建築工事施工計画等の報告と建築材料試験の実務手引き(公益財団法人東京都防災・まちづくりセンター発行)をご参照ください。

2. 提出書類について

提出書類については、町田市で確認済証の交付を受けた建築物か、指定確認検査機関で確認済証の交付を受けた建築物かによって提出する書類が異なります。詳細につきましては町田市ホームページ「[中間・完了検査関係\(構造関係の報告書\)・建築工事施工計画報告書](#)」をご参照ください。

・町田市ホームページ: [中間・完了検査関係\(構造関係の報告書\)・建築工事施工計画報告書](#)

[トップページ](#) > [暮らし](#) > [住まい・道路](#) > [都市づくり](#) > [各種申請など](#) > [建築関係](#) >

[中間・完了検査関係\(構造関係の報告書\)・建築工事施工計画報告書](#)